

東京都における雨水ます等の設置と管理の現状

～維持管理の現場からの発信

東京都下水道局中部下水道事務所 お客様サービス課
統括課長代理 石井 健二

1

発表内容

I 東京都における雨水ます等の設置と管理の現状

- ◇東京都の啓発活動
 - 1. デング熱
 - 2. 蚊の発生防止対策
- ◇雨水ます
 - 3. 設置者、管理者
 - 4. 設置に関する手続
 - 5. 清掃
- ◇雨水浸透施設
 - 6. 雨水浸透施設
- ◇「蚊」の対応
 - 7. お客様要望
 - 8. 道路雨水ますの「蚊」対策
- ◇まとめ
 - 9. まとめ

II 雨水ますと泥溜めに関する自治体アンケート

2

東京都の啓発活動

1. デング熱

The screenshot shows the official website of the Tokyo Metropolitan Bureau of Social Welfare and Public Health. The main heading is 'デング熱について' (About Dengue Fever). The page includes a navigation menu, a search bar, and several sections of text. The '啓発対策' (Public Awareness Countermeasures) section lists various initiatives, including brochures, Q&A, and links to related information. A 'トピックス' (Topics) section highlights that June 1st to June 30th is '蚊の発生防止強化月間' (Mosquito Prevention Reinforcement Month). The page also provides information on how to prevent dengue fever, such as avoiding mosquito bites and using mosquito coils.

3

東京都の啓発活動

2. 蚊の発生防止対策

The infographic is titled '施設管理者向け 蚊の発生防止対策 ～蚊媒介感染症防止のために～' (Mosquito Prevention Countermeasures for Facility Managers ~To prevent mosquito-borne infectious diseases~). It features a central illustration of a mosquito with a red prohibition sign over it. Below the illustration, it lists countermeasures for '雨水ます' (rainwater pits) and '建築物の排水ます' (building drainage pits). The countermeasures include: 1. Regularly checking and cleaning around the pits to remove standing water. 2. Measuring the capacity of the pits before filling them with mesh. 3. Paying attention to the mesh used, ensuring it is properly installed and does not have any holes. 4. Following the instructions on the mesh packaging. The infographic also includes a small diagram showing the structure of a rainwater pit with labels for '地面' (ground), '流入口' (inlet), '流出口' (outlet), and '泥だめ' (mud trap). The footer of the infographic includes the logo of the Tokyo Metropolitan Bureau of Social Welfare and Public Health.

4

3. 設置者/管理者

◇下水道法 第10条 (排水設備の設置等)

……次の区分に従って、…公共下水道に 流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。……

■設置すべき者

- ・ 建築物の敷地 ⇒ 当該建築物の所有者
- ・ 道路（道路法による道路）、公共施設（建築物を除く）敷地 ⇒ 公共施設の管理者

■管理すべき者

- ・ 改築又は修繕 ⇒ 上記設置者
- ・ 清掃その他の維持 ⇒ 当該土地の占有者。（道路、公共施設の敷地 では公共施設の管理者）

3. 設置者/管理者

	公共雨水ます (分流地区)	道路雨水ます	宅地内雨水ます (排水設備)
設置者/管理者	東京都下水道局	道路管理者	所有者 (公共施設) 管理者
構造			
備考	泥だめ無し	泥だめ有り	泥だめ有り

※下水道法施行令第8条（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）
雨水ますの底部には、深さ15cm以上の泥だめを設ける。

4. 設置に関する手続

◇排水設備計画の届出

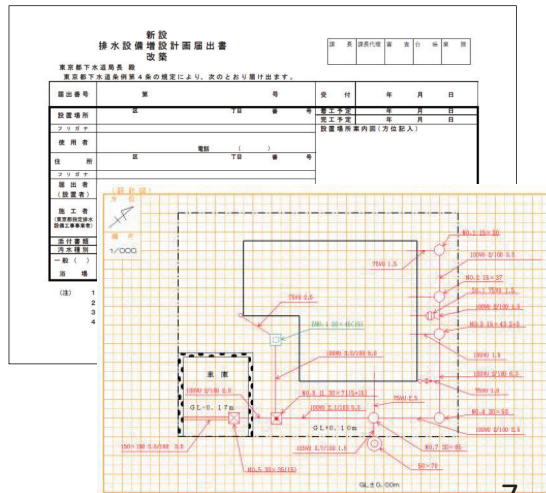
届出書の審査

法令及び条例の基準適合
(改善指示・行政指導も)

- ・ 雨ます「泥だめ付き」確認
- ・ 公園内排水設備も届出

◇道路雨ますの協議

設置時「固着協議」(法41条)



(参考) 東京都排水設備要綱



- 5) 泥だめ及びインバート
 - ① 汚水ます（小型ますを除く）には、図4-2-9のように、接続する排水管きよの内径に合わせて半円状のインバートを設ける。（令第8条）インバートは、維持管理上からのり面部分を10cmから20cm程度とするのが望ましい。
 - ② 雨水ますの底部には、深さ15cm以上の泥だめを設ける。（令第8条）
 - ③ 起点ますを除き、図4-2-8、図4-2-10のように、屈曲部や合流部等の各ます内には原則として下流側に、2cm程度のステップを設ける。汚水ます内には原則としてインバートの、上下流の排水管のこう配差に、さらに2cm程度のステップを設ける。ただし、中間ますについては、ステップを設けずに、条例で定められた管こう配としてよい。
 - ④ 小型雨水ますの泥だめ部には土砂を容易に取り除けるよう、泥だめバケット（取手付き）を設ける。
 - ⑤ 汚水ますとして使用する既設ますに、インバートがない場合は新たにインバートを設置する。既設ふたが有孔ふたの場合は、密閉ふたに取り替える。
 - ⑥ 雨水ますとして使用する既設ますに泥だめがない場合は新たに泥だめを設置する。

◇清掃に関する規定

○下水道施行令第5条12

公共下水道は…適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずる

○排水設備に関する「清掃頻度」規定無し

◇公共下水道管の清掃頻度

- ・管路内調査と時期を合わせた清掃
- ・管路内調査の頻度（サイクル）

対象	点検・調査の頻度	
腐食するおそれの大きい下水道管 ³	5年に1回以上	
重要路線下に埋設された下水道管	国道 ⁴	5年に1回
	都道、軌道下など	10年に1回
上記以外の下水道管	30年に1回	

- ・公共ます（洗浄・清掃後）調査

◇浸水地区では雨期前清掃も実施



◇道路雨ます・排水設備の清掃

- ・財産管理を行っていない施設⇒維持管理の詳細は把握していない
- ・清掃頻度等にバラつき（今回聞き取り）
- ・排水設備の悪質清掃業者問題も

（参考）局HP 「悪質清掃業者への注意喚起」

○下水道局との関係をおわす悪質訪問業者にご注意を！

【新型コロナウイルス関連】

訪問や電話などで「新型コロナウイルスが水道管や排水管に付着しているので洗浄したほうがよい。」と言い、高額な洗浄代を請求するなど悪質な業者の情報があります。ご注意ください！

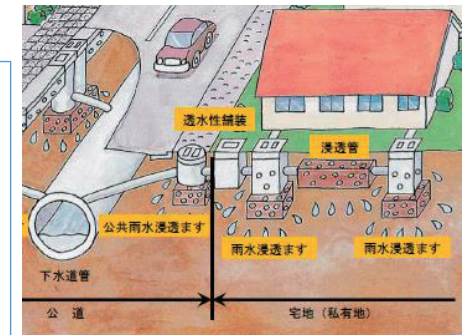
最近、悪質巧みに下水道局との関係をおわす業者が訪問し、排水設備の清掃や修理をすめ、転ると威圧されたり、恐喝まがいの言葉で契約を強要される事件が起っています。

○事例1

「下水道局のほうから点検に来ました」と言ってお客室内のますを開けて水を流し、「下水が滞っているから通さなければだめですよ」と言ってきた。

・雨水浸透施設

- ・雨水流出抑制の観点から設置の協力を要請
- ・開発など一定規模の住宅地等の排水設備で設置



・定期清掃が必要

浸透ます砕石部の底面等で目詰まり（ます滞水の問題）
※道路雨水浸透ます一SS負荷多い

○要望件数

- ・全体数は把握していない。(要望先が当局以外の他部署あり)
- ・地域(環境)で差(？)、常習箇所も(？)

○局が通報を受けた場合

道路雨ますと特定⇒道路管理者へ回付
道路雨ますと特定できない⇒現場確認、殺虫剤散布

道路管理者・区役所等と連携して迅速対応

13

◇東京23区の「蚊」対策

約7割の区で道路雨水ますの「蚊」対策をホームページに掲載
(ほとんどの区で「昆虫成長制御剤」対策を実施)

◇ホームページ掲載例

○A区

公道にある雨水ます約1万3700ヶ所にボウフラから蚊になることを阻害する薬剤を毎年4月から10月に繰り返し投入しています。

○B区

IGR(脱皮阻害剤)の投入。約400か所の公園・道路(区道)の雨水ますへ投入します。

14

○C区

道路には、“雨水マス”が造られています。マスの底は水がたまる構造で、蚊が発生します。残念ながら路上の雨水マスは、環境的防除で管理することが難しいので、サナギから成虫になるのを抑える薬剤を5～10月の間、月に1回計6回投入します。

○D区

雨水マス等へ昆虫成長抑制剤(IGR)を投入しています。
・使用薬剤:他の薬剤に比べ、人体や環境へ影響の少ない薬剤を…使用しています。
・対象箇所:区内の道路・区立公園に設置されている雨水マスなどです。
・投入頻度:5月から10月までの毎月1回、雨水マス1か所につき、1錠(1包)を投入
・実施方法:町会・自治会等の団体や保健所の委託業者が、薬剤を投入しています。

○E区

区道、区立公園及び児童遊園の雨水マス等に薬剤を散布し、蚊の発生を抑制する対策を行っております。薬剤は昆虫の羽化を妨げるもので、人体や環境への影響はありません。散布する雨水マスは水が恒常的にたまる場所で、調査確認後、印がついている場合があります。

15

- ・「泥だめ付」雨水ますは、東京都下水道局以外の財産管理施設(道路管理者、公園管理者、個人)
- ・新設届出等で技術的な指導で関与するが、一般的に、維持管理の実態把握はしていない。
- ・多くの区では、蚊の発生対策として昆虫成長抑制剤(IGR)の投入を実施
- ・泥だめ廃止の相談は聞かない。

16

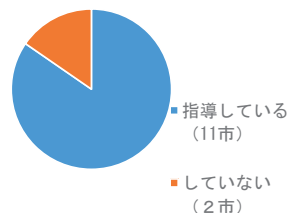
雨水ますと泥溜めに関する自治体アンケート

NPO 21世紀水倶楽部実施（13自治体から回答）
 ※公共団体に対する正式な調査ではなく、NPOとしての個人的なつながりによる調査という位置づけです。

(1) 排水設備の雨水ます

Q1. 排水設備の雨水ますについて、「泥溜め（一般には深さ15cm以上）」を設けるように指導していますか？

泥溜め設置指導

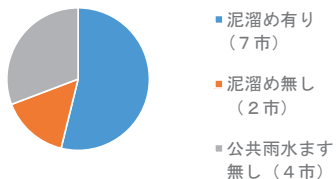


- ・ほとんどの自治体で「泥溜め」設置を指導
- ・「していない」(2市)には、数年前に泥溜め不要とした(1市)含む

(2) 排水設備を受ける公共雨水ます

Q2. 排水設備を受ける公共雨水ますには、貴市では泥溜めを設けていますか？

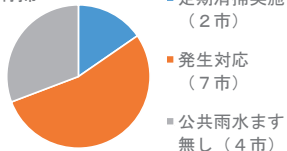
公共雨水ますの泥溜め有無



- ・公共雨水ますを設置している自治体の多くは「泥溜め」を設置
- ・原則泥溜めを設置するが、樹脂製ますは、泥溜めを設けない(1市)
- ・インバート付を標準としている(1市)

Q3. 泥溜めは平均的にどの程度の頻度(例:何年に1回)で清掃をされていますか？

泥溜め清掃

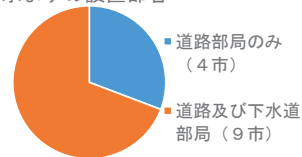


- ・定期清掃を実施している自治体は少ない
- ・実施2市の清掃頻度は、「5~7年」と「7年」程度
- ・多くは 通報・ツマリによる発生対応(道路パトロール発見、溢水懸念箇所対応ケースも)

(3) 道路雨水ます

Q4. 道路雨水ますや取付管の設置はどの部局(例:下水道部局、道路部局)でされていますか？

道路雨水ますの設置部署



- ・道路と下水道部局の両方で設置する自治体が多い
- ・工事の所管等で部署が異なる(7市)(例:道路整備⇒道路部、雨水整備・浸水対策⇒下水道部自治体でマチマチ)
- ・雨水ます(道路)と取付管(下水道)で分担(2市)

Q5. 道路雨水ますの維持管理はどの部局(道路、下水道、両者協力等)でされていますか？また、役割分担がありますか？

道路雨水ます維持管理部署(清掃)

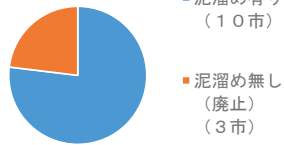


- ・清掃部署は道路部局がやや多い
- ・補修等は両方で役割分担を定め実施

(3) 道路雨水ます

Q6. 道路雨水ますには「泥溜め」を設けていますか？

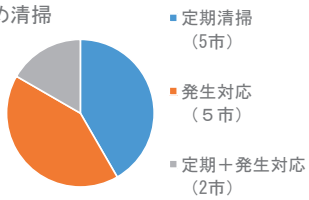
道路雨水ますの泥溜め有無



- ・「泥溜め」設置している自治体が多い(10市)
- ・「泥溜め」廃止(3市)

Q7. 泥溜めがある場合、清掃の頻度はどれ位ですか？(大体でも結構です)

泥溜め清掃

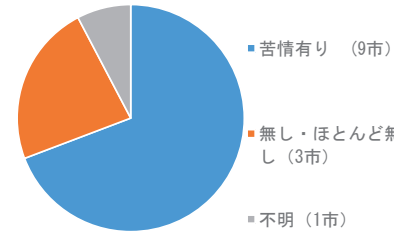


- ・「定期清掃」と「発生対応」が同数
- ・一部(幹線道路、浸水箇所等)では「定期清掃」(2市)
- ・頻度はバラつき(年2回、年1回、5~7年毎)
- ・発生対応は、通報や雨天時パトロール発見等による

(4) 全般

Q8. 雨水ますが蚊の発生源になっているといった住民の苦情等がありますか？それは公共雨水ます、排水設備の雨水ます、道路雨水ますのどれですか？また苦情等の頻度や程度はどの程度でしょうか(感覚で結構です)？

雨水ますに起因する蚊の苦情

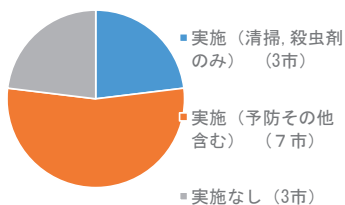


- ・雨水ますに起因する蚊の苦情を受けている自治体が多い
- ・無し(ほとんど無し)の自治体ある(3市)
- ・回答があった中では、年間10件未満の市が多い？
- ・道路部局への苦情が合算されたものか不明
- ・樹種類別の頻度も回答が少なかった

(4) 全般

Q9. 蚊の発生について、市として対策(住民自治会等への要請を含む)を行った例がありますか？(ご存知の範囲で結構です)

市としての蚊の発生対策

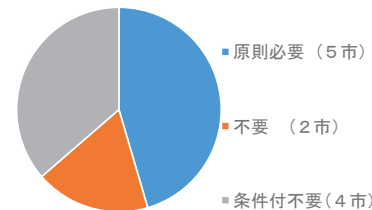


- ・蚊の発生対策を実施している自治体が多い
- ・清掃や殺虫剤のみの対応(3市)
- ・清掃等+成長抑制剤散布など予防対策(2市)
- ・薬剤による駆除等を実施していたが、現在廃止(1市)
- ・泥溜め廃止(1市)、泥溜めを埋めた事例あり(2市)

(4) 全般

Q10. 雨水ますに「泥溜め」は必要とお考えでしょうか？できればその理由も。(個人のお考えでも結構です。)

雨水ますに泥溜めは必要か？



- ・「必要」と「不要(条件付不要含む)」は、ほぼ同数
- ・必要な理由：土砂流入抑制、維持管理性の向上(閉塞防止、清掃等経費低減)に寄与など
- ・不要な理由：「樹が多く定期清掃がされず泥溜めに土砂がたまって、機能を果たしていない場合が多いが、公共下水道側に問題なし」、害虫発生の原因」など
- ・条件付不要：「既整備地区」、「市街地など舗装」、「戸建て規模で土砂流入が無い」等では不要